

平成30年度

監査結果報告書

定期監査

(福祉保健部)

(子どもすこやか部)

大分市監査委員



監 査 第 4 2 3 号

平成 3 0 年 8 月 2 0 日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 日 出 美

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 和 彦

大 分 市 監 査 委 員 大 石 祥 一

監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
福祉保健部 福祉保健課 指導監査課 人権・同和対策課 長寿福祉課 障害福祉課 生活福祉課 保健総務課 衛生課 保健予防課 健康課	平成29年度(平成29年4月1日～平成30年2月28日)に係る事務事業 ただし、補助金等の交付事務については平成28年度分も対象とした。	平成30年4月13日～ 平成30年7月20日
子どもすこやか部 子ども企画課 子育て支援課 保育・幼児教育課		

2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

3 監査の結果

福祉保健部

指導監査課 人権・同和対策課 生活福祉課 保健総務課 保健予防課
健康課

特に指摘事項はなかった。

福祉保健課

(1) 支出負担行為事務について

ア 契約書の内容に不備のあるもの

大分市契約事務規則の規定では、契約を締結しようとするときは、契約者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合等における契約の解除又は解約に関する事項を記載した契約書を作成しなければならないとされている。

しかしながら、業務委託契約において、契約書にその条項が記載されていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

(2) 災害援護資金の貸付事務について

ア 納付書の発行事務が適正に行われていないもの

貸付金償還事務において、必要な記載がされないまま納付書を発行しているものが見受けられた。

今後は、適正な事務処理をされたい。

長寿福祉課

(1) 高齢者住宅整備資金貸付金の償還事務について

ア 滞納繰越分の繰越しの手続に不備があるもの

大分市財務規則の規定では、収入命令者は、繰越しをした調定済額で、なお当該年度の末日までに収納されなかったものがあるときは、当該年度の末日の翌日をもって逐次翌年度に繰り越さなければならず、翌年度に繰り越したときは、収入調定書及び収入未済額繰越徴収簿により整理することとされている。

しかしながら、高齢者住宅整備資金貸付金の平成 29 年度の滞納繰越分の調定が行われていなかった。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

障害福祉課

(1) 各種収入事務について

ア 収納した現金の事務処理が適正に行われていないもの

大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、納入義務者に領収証書を交付し、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金等及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、収納した現金を、収納金納付簿へ記載せずに指定金融機関等へ納付しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

衛生課

(1) 支出負担行為事務について

ア 契約書の内容に不備のあるもの

大分市個人情報保護条例及び大分市個人情報取扱事務業務委託基準では、個人情報取扱事務の委託に係る契約の締結に当たっては、受託者が同基準に規定する特記事項を遵守しなければならない旨を契約書に記載するとされている。

しかしながら、個人情報を取り扱う業務委託契約において、契約書にその条項が記載されていないものが見受けられた。

今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

(2) 大分市手数料条例に基づく手数料等の徴収事務について

ア 手数料等の徴収事務が適正でないもの

大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、納入義務者に領収証書を交付することとされている。

しかしながら、現金を直接収納した際、大分市財務規則に規定する領収証書とは様式の異なる領収書を交付しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

子どもすこやか部

子ども企画課 子育て支援課

特に指摘事項はなかった。

保育・幼児教育課

(1) 公有財産の管理事務について

ア 公有財産貸付台帳が整備されていないもの

大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳を備え、当該財産に異動を生じた場合には、その都度整理しなければならないとされている。

しかしながら、公有財産の使用許可について、貸付台帳が作成されていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。